会員の入退会等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、定款第８条に基づき、本会の入会及び退会等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入会基準及び手続）

第２条　本会の正会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書（電磁的方法を含む）に以下の書類を添えて本会に提出しなければならない。

（１）法人　：原則として定款・会社・団体案内、組織図などの法人の実態を証明する書類（電子ファイル含む）

（２）個人　：原則として履歴書・住民票等の身分を証明する書類（その電磁的記録を含む）

２　正会員の入会は、理事会が承認する。

３　本会の事業所会員として入会するものは、所定の入会申込書（電磁的方法を含む）を本会に提出しなければならない。入会の可否は、代表理事がこれを決する。

（会員名簿及び会員に関する情報の取扱い）

第３条　入会者は、会員の種別ごとに、本会の管理する会員名簿（電磁的記録を含む）に登録管理する。

２　入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、所定の変更届（電磁的方法を含む）の提出を求める。

（入会金及び会費）

第４条　入会金及び会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する事項は、別に定める会費規程による。

（退会事由及び手続）

第５条　会員が退会しようとするときには、所定の退会届（電磁的方法を含む）を本会に提出し、任意に退会することができる。

２　退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

３　会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

（休会）

第６条　定款第１１条第２項に規定する休会を希望する会員は、翌年の会費（年会費）更

新月の前までに（やむを得ない場合は更新月から 3 か月経過する前までに）、所定の休会届（電磁的方法を含む）によって本会に申し出なければならない。

２　理事会は、休会の承認について、常勤の代表理事に委任する。

３　休会の期間は 1 年間を単位とする。

４　休会中は、会員としての権利・義務を全て停止する。

５　休会の期間が終了した場合、会員の権利・義務は全て回復する。

（改 廃）

第７条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

＜附則＞

制定：2011 年６月８日　施行：2012 年４月 1 日（本会の移行認定登記日）

改定：2012 年５月 17 日、2018 年３月 13 日、2019 年３月 14 日、2023 年 3 月 24 日

正会員の入会承認に関する基準（細則）

（目的）

第1条　この規程は、会員の入退会等に関する規程第2条第2項に関して、正会員の入会の可否を判断に関する基準を定める。

（正会員の入会承認）

第2条　正会員の入会申込は、常勤の代表理事が仮承認をし、理事会へ事後の承認を求める。

2　入会を仮承認した申込者には「次回理事会で入会正式承認を行うこと、入会承認日までは仮入会として扱い、会費も請求すること」を通知する。

（入会の可否決定の内部基準）

第3条　次の各号のいずれかに該当する入会申込者については、入会を拒否することができるものとする。

①反社会的勢力その他公序良俗に反することを目的とする団体・個人もしくは当該団体に所属する者

②過去5年以内に協会の法的権利を侵害する行為をした団体・個人

③過去5年以内に除名された法人・団体・個人

④その他理事会が適当でないと認めたもの

2　入会を承認後、前項各号に該当することが判明した場合は、入会承認を取り消すことができる。

＜附則＞

制定：2012年5月17日

改定：2023年3月24日